

議案第24号

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例について

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

市の執行機関の付属機関として米原市特別支援保育審査会、米原市農業委員候補者評価委員会および米原市農地利用最適化推進委員選考委員会を設置し、ならびに既存の付属機関に係る規定について所要の整理を行うため、この案を提出するものである。

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例

米原市付属機関設置条例（平成 28 年米原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部米原市地域福祉計画推進会議の項中「社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する市町村地域福祉計画の策定および推進に関し必要な事項を調査審議すること。」を

「次に掲げる事項を調査審議すること。

(1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画の策定および推進に関すること。

(2) 社会福祉法人が策定する地域公益事業を行う社会福祉充実計画の検討に関すること。」に改め、同部米原市立認定こども園運営委員会の項の次に次のように加える。

米原市特別支援保育 審査会	次に掲げる事項を調査審議すること。 (1) 特別支援保育の適否の判定に関すること。 (2) 保育士、教諭、保育教諭、看護師の配置に関すること。 (3) 特別支援保育に関する助言および指導その他必要な事項に関すること。	15 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市の職員 (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委嘱または任命の日から当該委嘱または任命の日が属する年度の 3 月 31 日まで
------------------	---	--------	---	--

別表第 1 市長の部米原市小規模企業者小口簡易資金貸付審査会の項の次に次のように加える。

米原市農業委員候補者評価委員会	次に掲げる事項を調査審議すること。 (1) 農業委員候補者の評価に関する	5 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市の職員 (3) 前 2 号に	委嘱または任命の日から当該諮問に
-----------------	---	-------	---	------------------

	こと。 (2) 農業委員候補者の活動歴等の審査その他必要な事項に関すること。		掲げる者のほか、市長が適当と認める者	係る農業委員候補者の評価が終了するまで
--	---	--	--------------------	---------------------

別表第1 市長の部米原市環境保全に伴う旅館等建築審査会の項中「10人以内」を「7人以内」に、「(2) 公募による市民」を「(2) 各種団体の代表者」に、「2年」を「委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了するまで」に改め、同部米原市小集落改良住宅不動産評価委員会の項中「前各号」を「前2号」に改め、同表教育委員会の部の次に次のように加える。

農業委員会	米原市農地利用最適化推進委員選考委員会	次に掲げる事項を調査審議すること。 (1) 農地利用最適化推進委員の選考に関すること。 (2) 農地利用最適化推進委員候補者の活動歴等の審査その他必要な事項に関すること。	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市の職員 (3) 前2号に掲げる者のほか、農業委員会が適当と認める者	委嘱または任命の日から当該諮問に係る農地利用最適化推進委員候補者の選考が終了するまで
-------	---------------------	---	------	--	--

別表第1 市長および教育委員会の部米原市指定管理者選定委員会の項中「8人」を「8人以内」に改める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例の一部改正)
- 米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例(平成17年米原市条例第152号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「行う」の次に「場合において必要と認める」を加え、「聴かなければなら
ない」を「聴くことができる」に改める。

米原市付属機関設置条例新旧対照表

改正後						現 行					
米原市付属機関設置条例						米原市付属機関設置条例					
本則 略						本則 略					
別表第1 (第2条、第3条、第4条関係)						別表第1 (第2条、第3条、第4条関係)					
付属機関 の属する 執行機関	名称	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期	付属機関 の属する 執行機関	名称	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期
市長	略	略				市長	略	略			
	米原市地域福祉 計画推進会議	次に掲げる事項 を調査審議するこ と。 (1) 社会福祉法 (昭和26年法律 第45号)第107 条に規定する市 町村地域福祉計 画の策定および 推進に関するこ と。 (2) 社会福祉法 人が策定する地 域公益事業を行 う社会福祉充実					米原市地域福祉 計画推進会議	社会福祉法(昭和 26年法律第45号) 第107条に規定する 市町村地域福祉計 画の策定および推 進に関し必要な事 項を調査審議する こと。			

	計画の検討に 関すること。			
略				
米原市立認定こ ども園運営委員 会	略			
米原市特別支援 保育審査会	次に掲げる事項 を調査審議するこ と。 (1) 特別支援保 育の適否の判定 に関すること。 (2) 保育士、教 諭、保育教諭、看 護師の配置に関 すること。 (3) 特別支援保 育に関する助言 および指導その 他必要な事項に 関すること。	15人以 内	(1) 学識経験を 有する者 (2) 市の職員 (3) 前2号に掲 げる者のほか、市 長が適当と認め る者	委嘱ま たは任 命の日 から当 該委嘱 または 任命の 日が属 する年 度の3 月31日 まで
米原市小規模企 業者小口簡易資 金貸付審査会	略			
米原市農業委員	次に掲げる事項	5人以 内	(1) 学識経験を	委嘱ま

略				
米原市立認定こ ども園運営委員 会	略			
米原市小規模企 業者小口簡易資 金貸付審査会	略			

候補者評価委員会	を調査審議すること。 (1) 農業委員候補者の評価に関すること。 (2) 農業委員候補者の活動歴等の審査その他必要な事項に関すること。	有する者 (2) 市の職員 (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	たは任命の日から当該諮問に係る農業委員候補者の評価が終了するまで
----------	---	--	----------------------------------

略				
米原市環境保全に伴う旅館等建築審査会	略	7人以上	(1) 略 (2) 各種団体の代表者 (3) 略	委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了するまで

略			
米原市小集落改良住宅不動産評価委員会	略	(1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認め	

--	--	--	--

略				
米原市環境保全に伴う旅館等建築審査会	略	10人以上	(1) 略 (2) 公募による市民 (3) 略	2年

略			
米原市小集落改良住宅不動産評価委員会	略	(1)・(2) 略 (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認め	

				る者	
	略				
教育委員会	略				
農業委員会	米原市農地利用最適化推進委員会	次に掲げる事項を調査審議すること。	5人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 市の職員 (3) 前2号に掲げる者のほか、農業委員会が適当と認める者	委嘱または任命の日から当該諮問に係る農地利用最適化推進委員会候補者の選考が終了するまで
市長および教育委員会	米原市指定管理者選定委員会	略	8人以上	略	略

備考 略

別表第2 略

付 則

				る者	
	略				
教育委員会	略				
市長および教育委員会	米原市指定管理者選定委員会	略	8人	略	略

備考 略

別表第2 略

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例の一部改正)

2 米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例（平成17年米原市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「行う」の次に「場合において必要と認める」を加え、「聴かなければならない」を「聴くことができる」に改める。

米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

改正後	現 行
<p>米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(判定および通知)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、前項に規定する判定を行う<u>場合において必要と認める</u>ときは、米原市環境保全に伴う旅館等建築審査会の意見を<u>聴くことができる</u>。</p> <p>3 略</p> <p>第6条以下 略</p>	<p>米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(判定および通知)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、前項に規定する判定を行うときは、米原市環境保全に伴う旅館等建築審査会の意見を<u>聴かなければならない</u>。</p> <p>3 略</p> <p>第6条以下 略</p>